

第 82 回院内集会 シリーズ講演<「原発事故被災県 福島の復興」パートII 復興の担い手たち② >

100年後の東北を考え、今を生きる

5月の院内集会は23日にいわき市湯本温泉にある「古滝屋」の16代目当主で代表取締役社長の里見喜生さんから「『未来づくり業』をめざして」と題してお話を伺いました。

講師の里見喜生(さとみよしお)氏[福島県いわき市湯本温泉の元禄8年1695年創業の老舗である元禄彩雅宿“古滝屋”(ふるたきや)の16代目当主で代表取締役社長]より自己紹介と未来づくり業を目指してとのテーマで福島の復興状況とそれに伴うご自身の活動等について懇切丁寧なご説明があった。

約50km離れている福島第一原子力発電所の事故では直接的な被害は無かったが、約4千名のキャンセルを受けるとともに、140名の従業員とその家族の安全のために、職場である宿を利用してスタッフ全員で共同生活を始めた。その後従業員20名程度で、工事関係者や出張者を対象に素泊まりを主に細々と宿を維持していたが、福島の将来を考え、悩みに悩んだうえ、2012年8月より宿泊を伴う営業を再開した。旅館業より未来づくり業という視点から社会全体を考えていく方向に移さざるを得ない状況である。

以前から、地域活動に熱心でおられたが、2011年3月の原発事故をきっかけに、社会の在り方や経済の進め方に疑問を抱き、現地を訪ね自分の目と耳で状況を確認したうえで課題を共有し、当事者の想いを重ねることが本当の復興の姿だと思うのもと、同年11月に“NPO法人ふよう土2100”を、2013年2月には市内の有志らと連携して“お

てんとsun企業組合”を立ち上げられた。

現在オーガニックコットンプロジェクト、エネルギーコミュニ

ティ電力(自然エネルギー)、スタディツアー(水俣のケースを参考)の3点を中心に、市民が主体となった希望へのチャレンジ、福島県・いわきだから出来ること、しなければならないこと、いわきの明日、持続可能な未来に向けて復興まちづくりに熱心に取り組んでおられることに深く感銘を受けた。またご自身に課せられた使命は、100年後この地域が元気に残っていることの為に子供たちの将来を念頭に何が必要か提案していくことであると、力強く抱負を語られておられた。その後質疑応答、意見の交換があったが、隊員の一人から汚染水の処理を福島だけに押し付けないで、福島原発の電力を享受してきた首都圏全体で処理を考えるべきとの観点から、行動隊も行動を興す時ではないかとの提案があった。



.....

次回は来週の27日(木)午前11時から、「“ふくしま農家の夢ワイン”に希望を乗せて」と題して創設者のお一人であられる本田和弥さんからお話を伺います。ぜひ、ご参集ください。会場は参議院会館102号室です。10時30分から入館証を配布いたします。

2019.06.05

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明様

公益社団法人福島原発行動隊
代表理事 安藤 博

共同通信社は4月18日、協力会社向けの会議で、4月から始まった新たな在留資格「特定技能」の外国人労働者を、福島第1原発の廃炉作業などで受け入れる方針を明らかにした、と報道しています。

私たち、福島原発行動隊は事故直後より、廃炉作業へのシニア人材の活用を貴社に申し入れて来ましたが、貴社は作業要員が充足しているのでシニア人材の活用策は必要ないと回答されました。私たちは重ねて、今は充足していても将来不足することは必須であるので、今の内からシニア人材の活用策を検討するように申し入れていました。

今般の廃炉作業への外国人労働者受け入れ方針の発表に対応して、私たちは改めて、廃炉作業へのシニア人材の活用の推進を貴社に申し入れます。具体的には、『協力会社向けの会議で、廃炉作業へのシニア人材の積極的活用方針を明らかにする』よう申し入れます。

■東電宛「申し入れ書」

(公社)福島原発行動隊代表理事安藤博外4名は去る6月5日東京電力ホールディングス株式会社原子力・立地本部・立地地域部原子力センター石田守也所長を訪ね「申し入れ書」を手渡しました。(別掲参照)

「今般の廃炉作業への外国人労働者受け入れ方針の発表に対応して、廃炉作業へのシニア人材の活用の推進の申し入れ」に係る面談です。石田所長は「お気持ちはありがたいが、協力企業などでの高齢者受け入れを拒否してはならず、協力企業へ申し入れされるのも方法ではないか」との返答でした。

なお、申し入れ書には近日中に何らかの返答を行うとの説明がありました。(家森健記)

◇◇◇



◇
◇
◇

◇◇◇

公益認定事業2に「福島復興支援事業」決まる

昨年の11月29日に「行動隊」として公益認定事業2「専門家派遣事業」を公益認定事業2「福島復興支援事業」に見直しする変更申請を行いました。ようやく5月27日に「見直し」が認定されました。原発事故で大きな被害を受けた双葉郡八町村の住民・自治体と協力して「福島復興支援事業」を展開して行きます。

平井吉夫さんの死を悼む

高橋正明(福島原発行動隊元社員)

平井吉夫さんの存在を私が知ったのは、福島原発事故の直後、2011年5月初めにIWJが行ったインタビューの映像によってでした。

当時、私は迷っていました。今は亡き山田恭暉さんが中心になって立ち上げた「福島原発暴発阻止行動プロジェクト」。このプロジェクトに参加するかどうか。

原発の暴発を食い止めるために自分も何か行動しなければいけない、しかし特攻隊に通じるような悲壮感あふれる「自己犠牲」の美談作りには加担したくない。



このIWJのインタビューにはプロジェクトの発起人のお一人として平井さんも同席していました。山田さんをはじめ、平井さん、佐々木さんなど皆さん実に自然体で、「悲壮感」などまったくありませんでした。このインタビューを見て、

私はプロジェクトへの参加を決断しました。

行動隊と一緒に活動するようになって、私は平井さんが文の人であることを知りました。その文人・平井吉夫を私はずいぶんと酷使しました。毎月一度の行動隊通信に掲載する院内集会の報告はいつも決まって平井さんをお願いしていました。因みにチェック役の校正は佐々木和子さんでした。

私は平井さんを「行動隊のイデオログ」と勝手に呼んでいました。行動隊の歴史のその時々で、平井さんは行動隊の存在意義について発言し、また文章化していました。行動隊のウェブサイトにも掲載されている「福島原発行動隊の基本的な立

■田植えに参加！ 5月25、26日に「ふくしま再

場について」「福島原発行動隊の存在意義」「私たちは待機しています」などの文書はいずれも平井さんの筆によるものです。

なかでも「福島原発行動隊の存在意義」と題する文章は1,300字を超える堂々とした論文で、行動隊の基本的な考え方を平易で格調高い文章で説明しています。

今から四年前、行動隊の相対的に若い仲間とOLDsを立ち上げた時にも、平井さんにはずいぶんとお世話になりました。安保関連法に反対して毎週土曜日、「おばあちゃんの原宿」と言われる巣鴨で宣伝活動を始めたのですが、平井さんにはスピーチをお願いしました。平井さんは毎回原稿を作成し、事前に送って下さいました。

とりわけ、創価学会員にあてて、公明党が仏教の理念に立ち戻るよう働きかけて欲しいと呼びかけるスピーチ原稿は3,000字を越え、改訂バージョンが毎日メールで届きました。

私たちはこれからも平井さんと毎日お会いすることになります。OLDsのブログ、あるいはフェイスブックを開けば、そこには、「戦争法案に反対します」と書かれた横断幕を両手で広げ、口元をぎゅっと結びながらそのつぶらな瞳でこちらをしっかりと見つめている平井さんがいます。

平井さん、どうかこれからも私たちを厳しくも暖かい目で見守ってください。私たちもあなたの視線をしっかりと受け止めながら、今しばらく、この理不尽な世界にたてついていきます。

ではまた。
生の会」から例年のように「田植え」の協働作業を

呼び掛けられましたので代表で参加して来ました。今回、大きく違ったのは宿泊施設。「再生の会」も参加している飯舘村佐須地区活性化協議会が建てた館です。2017 年まで飯舘村民が会津の避難先仮設で使用していたログハウスです。移設・改造して頑丈な建物になりました。

私の仕事は田植えではなく「第 2 回相馬復興サイクリング」参加者を励ます目的と「風と土の家」を紹介する立て看板造りでした。

当日は街道にベニヤ板 2 枚の大きな立て看板。家の外壁には約幅 9m、長さ 4mの「虎捕の里 風と土の家」と書いた大きな垂れ幕がはためきました。(杉山 隆保)

「SVCF 通信」110 号への行動隊員田河内康輔さんの寄稿「日々思うこと」の主旨「人為的被曝は生き抜いてきた老人が引き受け、若者や子供には最小限の被曝を目指す」は多くの福島原発行動隊会員の思いと重なるものでした。

他方、「私の記憶によると通常の農産物の放射能の値が原発事故による緊急措置として『100 ベクレル』以下に変更され、数百倍になったと記憶している。それ以来、緊急措置が変更・撤回されていないと思えるから規制値がそのままということなのであろう」の部分について、他の行動隊員から「放射線量等に関する記述は私の理解している事実と合いません。これは確認された上での掲載でしょうか？」とのお問い合わせがありました。

事務局で事実関係を確認した結果は以下の通りです。

- 2011 年の東電福島第一原発の事故の発生以前は、国内で生産された食品中の放射性物質に関する食品衛生法上の規制はなかった。
- 2011 年 3 月 17 日、厚生労働省は、1998 年に原子力安全委員会が示していた放射性物質の飲食物摂取制限に関する指標値(野菜類については放射性ヨウ素が 2000 Bq/kg、放射性セシウムが 500 Bq/kg)を、食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- 2012 年 4 月 1 日には、厚生労働省が「食品からの年間線量の上限を放射性セシウム以外からの線量も含めて 1 ミリシーベルトとする」現行の基準値を設定した。「一般食品」に対する放射性セシウムの基準値は 100Bq/kg である。

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html>)

田河内さんの寄稿中、農産物の放射能の基準値についての「数百倍になった」の部分は田河内さんの記憶違いであり、事務局側の確認不備であったことをご報告します。 福島原発行動隊事務局

■事務局から

▽6 月の事務局連絡会議開催日

21 日(金)、28 日(金)。

▽7 月の事務局会連絡議開催日

5、12、19、26 日。いずれも金曜日です。

▽国際廃炉フォーラムが、8 月 4 日(日)富岡町文化交流センター 学びの森、5 日(月)いわき芸術文化交流館アリオスで行われます。



SVCF 事務所案内図